



第4号様式

流情改第40号
令和5年2月24日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和5年2月16日付け流監第122号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和5年2月16日・流監第122号		
監査の種類別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
総合政策部情報政策・ 改革改善課	意見	伝票事務において、前年度と同様の事項で摘要誤りがあった。改善への取組みが不十分と思われる。適正な事務執行が行われるよう対策を講じられたい。	令和4年度は当初予算の摘要の修正が間に合わず、計上した誤った摘要で起票してしまい、決裁時にも気づくことができなかったが、令和5年度は適切な摘要で予算計上し、伝票起票者及び決裁者が責任を持って確認することとした。また、伝票綴りの該当箇所にも注意喚起の紙を入れ、万一誤って起票しても気づくことができるようにした。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。